

第 2 民事部



訴 状

平成 31 年 3 月 18 日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 上 善 雄

当事者の表示 別紙目録記載のとおり

I R 推進局リーフレット配布差止等請求事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙額 金 1 3, 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

1. 被告は、別添 I R 推進局作成リーフレットを大阪府内の高校生及び支援学校生に配布し、配布させてはならない。
 2. 被告は、松井一郎、吉村洋文、坂本篤則、井谷宣明らに対し、金 3 8 2, 5 0 0 円を請求せよ。
 3. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。



請 求 の 原 因

第 1 当 事 者

1. 原告らは大阪府民である。
2. 被告の大阪府知事松井一郎（以下、松井という）は、大阪市長 吉村洋文（以下、吉村という）と共同して大阪府大阪市 I R 推進局（局長 坂本篤則、推進課 推進課長 井谷宣明 以下、推進局という）を設置して、いわゆる I R カジノを推進している。その I R カジノは、夢洲にて事実上海外カジノ業者に運営させるものである。推進局は、大阪の維新党派が I R カジノに固執して推し進め、松井と吉村が賭博中心の夢洲カジノ開発への公共投資を目的とするために設置されたものである。

第 2 悪質性のあるリーフレットの配布と濫費

1. 松井と吉村が設置した推進局は現在、本来刑法 185 条に該当する賭博関係行為を民間事業者認め、賭博をさせる場を作らせ、外国人や日本人の来客を招いて賭博行為をやらせようとしている。推進局は、その賭博行為をギャンブルであるが娯楽と呼んでいる。しかし賭博は、最高裁判例でも明示するように、健全な労働意欲や勤労精神を害し、社会に多大な害を与え、国民の射幸心を煽りつ金銭を賭けさせる反道徳的、教育上の害悪なものである。
2. 推進局は、リーフレットを大阪府内の高校の 3 年生に対し 100,800 部、支援学校の生徒に 2,670 部作成し、配布しつつある。しかしそのリーフレットは、刑法 185 条の定める賭博であるギャンブルの禁止や弊害を正しく教育するどころか、ギャンブルを「娯楽」と明記し、誤った事実を伝え、高校生を含む若者に賭博行為を肯定させる反教育的なものである。

本来賭博たるギャンブルは、刑法の禁ずるとおり反社会的なもので、府民の健康と社会的生活をも害することを警告するべきである。しかるに、リーフレットは高校生らにわざわざ成年ないし 18 歳になればできるものとして競馬等の公営

競技やパチンコを紹介し、娯楽と宣伝までするのは極めて反教育的、反社会的行為である。

ちなみに2015年の大阪市会の都市経済委員会において、小川陽太議員が大阪市に対して行ったなぜ賭博が刑法で禁止されるのかとの質問に対し、推進局の鈴木課長は、「刑法上賭博が犯罪とされているのは、賭博行為が、勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとして他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることから、社会の風俗を害する行為として処罰することとされております。」と答弁している。

3. そして推進局は、ギャンブルの弊害に無知・無責任なため、今日ギャンブル等の依存症を専ら客の個々の問題でありとして捉えており、その原因をギャンブル事業者が生み出し、増加させることを全く隠している。このようにリーフレットの内容は真実を誤って伝え、卑劣かつ悪質である。

このリーフレットのギャンブルの記載について細部をみると、

- i 「ギャンブルは勝ち続けることもあれば、負けることもあります」とある。
しかし、客観的にギャンブルは勝つことより負けることが著しく多くなるような設定・しくみをしているものである。例えば公営競技は客の券購入に対し、25%～30%は主催者が天引きし、客全体としても約70～75%しか配当はなく、購入者で配当のない者が90～95%以上というしくみになっている。
宝くじでは券購入者へ全体の配当が40～45%である・購入者へは最低の当せん金でも、購入金額と同額でそれをいれて10枚に1つの程度で、結局「勝つこともあるが負け続けることが」通常である。まさに不実教示である。

- ii 「戻ってくる割合は常に100%未満です」とある。

前記のとおり1回の券購入者への総計でも客全体で45～75%であるのに、「常に100%未満です」と記載すれば、100%に近いと誤認させる。

「長くプレイを続ければ、使ったお金と同等額が手元に残ることはありません

ん」ともあるが、同額が手元に残るといような可能性は、賭け重ねると著しくゼロに近づくのであって、同額が手元に残るといような文章や「100%未満です」と100%に近いかのように思わせることは、不実教示である。

ちなみに配当率の75%の公営競技でいえば、1万円を配当率の比でかけ続けると、1回ずつで25%を奪われ、5回で2373円(10000円×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75=2373.04円)、10回で563円(10000円×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75×0.75=563.13円)と20分の1になるのであって、回数を重ねることで収奪されていく危険こそ数学的にも正しく教示すべきである。

- iii ギャンブルにのめり込むとどんな問題が起きるかについては、悪影響についての例は軽微な例を示すだけであり、事実発生している、①家族の金を奪う、②職場で働かない、③欺して金を得る、横領や強窃盗をする等の犯罪をおかす、④生活が破綻する、⑤自殺したり、人の生命を奪う、といった重大事例を隠している。
- iv また高校生や支援学校生が、「のめり込む」といった依存症等の病気になった場合の相談できる公的な相談窓口を案内しているが、依存症への教育や予防は、依存や障害が起ってから相談窓口の案内だけで事足りない。特に推進局のようなギャンブル事業者や推進者は、「病気」を生み育てているのであり、「病気」をつくっての「相談案内」は白々しい。
- v さらに支援学校は、視力・聴力・知的の障害、肢体不自由、病弱者などの困難を有している者への学校であり、ギャンブル依存については一般生徒以上に慎重な配慮が必要であるのに、それもない。
- vi その他、ギャンブル依存症のQ&AのQ2ギャンブル依存症になる原因は？との問いに対して、「はっきりしたことはわからない」と回答している。しかしWHOをはじめ世界、あるいは日本の精神医学会においては、ギャンブル依存症はギャンブルをする中で発症する嗜癖・依存・障害であり、そしてドーパ

ミンと言うホルモン物質がそれに関わっているというところまでは解明されている。発症の詳しいメカニズムこそわかっていないが、ギャンブルが生む嗜癖・依存・障害であることは明らかとなっていることをすれば、これは不実記載である。

またQ5では、ギャンブル依存症は治るのでしょうか？という問いに対して「風邪などのような治り方をするものではない。回復することは可能」との記述がある。しかしギャンブル依存症は、小康するが完全には治癒しない。これは現在の精神医学会の到達点を反映した正しい見解であり、精神医である森山成樹氏も、ギャンブル依存症について「ギャンブルでドパミン優位の脳はそう簡単には元に戻らない」、「一度たくあんになった脳は、二度と大根に戻らない」と比喩している。

以上述べたように、ギャンブルに近づかない「隔離」でしか有効な治療方法ない疾患であるギャンブル依存症の原因であるギャンブルを、「限度を決めて楽しむ娯楽です」と肯定することは、誤った情報によって青年・若者をミスリードする誤った行為で、これも地方自治体が公金を使って行うべき行為ではない。

4. またこのリーフレットは、橋下徹前市長以下、維新の松井や吉村の進めるIRカジノが、家族社会と個人にもたらす深刻な弊害の訴えとカジノ反対の世論に対し、高校生を含む府民でも正しい付き合い方をすればギャンブル依存症にならないという責任転化を府市公費で行なうものである。
5. このような有害欠陥リーフレットは、松井知事・吉村市長以下IR推進局局長らの職員の無知の下、故意に作成配布しており、住民福祉を図るべき府・市の使命に背くばかりか害悪をもたらすものである。

まして、社会経験が充分備わっていない高校生や支援学校生に配ることは、反教育的・反社会的で全く許されない。

ところでリーフレットは、高校生用に1部あたり3円で10万800部、支援学校生用に1部あたり30円で2670部印刷されたとしている。その印刷コス

トだけを換算すると。100,800部×3円+2670部×30円=382,500円となり、合計で38万2500円の損失を与えていることになる。

更に推進局や各学校が各生徒に配布するための労力や配布コストを考えると、府、市に合計100万円近い損害を与える。

6. 公金支出の違法

大阪府と知事は、住民福祉のために市民の税金、財産を預かっており、財政は正しい公共の福祉の理念に添うものに合致して使用をされるべきである。これに反して本リーフレットの作成と配布は、IRカジノ推進目的の1つであり、公益性を欠く。そして前記のとおり、青少年の教育上悪影響を及ぼすものである。このような公共の安全や健全性を軽視したリーフレットの作成配布は、地方自治法2条14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同16項の「法令に違反してその事務を処理してはならない。」に反している。

また、地方財政法4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」、同8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」に反するものである。

第3. 監査請求と結果及び本訴

1. よって原告らを含む大阪府民87名のうち、74名が平成30年12月28日に、13名が平成31年1月15日に、大阪府監査委員に対し、本件の違法なリーフレットの配布によりさらに府と府民に損害を与えることの差し止めと、少なくとも既に発生させたことが明らかな損害（印刷費38万2500円）を、府知事の松井一郎、大阪市長の吉村洋文及びIR推進局の責任者らに請求するよう、地方自治法242条1項の規定により求める内容の監査請求を提出した。

2. ところが府の監査委員は、平成31年2月26日付で請求を棄却した。そのなかで監査委員は、府内の高校生らに推進局が本件リーフレットの内容表示物を配らせることで誤解を招くなど問題のあることは認めたものの、知事の裁量の範囲を逸脱していないとしているが、これは誤っている。
3. よって地方自治法242条の2により本訴を提起する。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴訟委任状 | 17通 |
| 2 | 甲号証写し | 各1通 |